蕨市は、令和5年秋供用開始予定の蕨市役所新庁舎(以下「新庁舎」という。)において、 市民サービスの向上及び番号案内表示機の設置等に係る費用の削減を図ると共に来庁者へ の行政情報等の提供を行うため、広告付き番号案内窓口受付システム等設置事業者(以下 「事業者」という。)をプロポーザル方式により募集する。

1. 概要

- (1) 新庁舎1階市民課窓口・待合スペース及びカフェスペースに、広告付き番号案内窓口受付システムを設置し、行政情報・企業広告等を放映する。
- (2) 新庁舎1階エントランスホール入口に、行事案内システムを設置する。
- (3) 事業の実施に係る一切の費用(機器等の設置・運用・維持及び撤去、広告主の募集・ 広告の制作その他広告事業の実施に要する費用、その他全ての費用)については、 事業者の負担とし、蕨市の費用負担がないことを前提とする。
- (4) 事業の実施企業広告の広告料は事業者の収入とするが、広告件数の増減等に関わらず、提案する広告料を蕨市に納付するものとする。
- (5)事業者は、機器等の設置について、蕨市長から蕨市財産規則(昭和40年規則第3号) 第18条の規定に基づく行政財産の使用許可を受けるものとする。

2. 目的

- (1) 市民課窓口の利用環境の向上
- (2) 市民課窓口及び待合スペースの混雑緩和、待合時間の快適化
- (3) 来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- (4) 来庁者への庁内で開催される会議等の行事に関する時間や場所などの情報の提供
- (5) 番号案内表示機等の設置・運用に係る費用の削減

3. 設置場所

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

新庁舎:1階市民課窓口・待合スペース

1階カフェスペース

1階エントランスホール入口

4. 設置期間

運用開始日から5年間とし、その後の取扱いは協議するものとする。なお、行政財産の 使用許可に係る手続きについては、1年毎に行うこととする。

5. 仕様等

設置機器等の仕様については、別紙「蕨市新庁舎広告付き番号案内窓口受付システム等 設置事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

6. 運用

事業者は、定期的に設置機器のメンテナンス(放映状況の確認、清掃等)を実施すると ともに、故障、事故、災害時等の対応体制を整え、蕨市からの問い合わせに対して速やか に対応すること。

7. 費用

- (1) 設置等に係る費用又は運用に係る費用、定期保守に係る費用、事故等に係る費用は 事業者の負担とする。
- (2) 蕨市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じた際、移設または増設に伴う費用は事業者の負担とする。
- (3) 広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新等 に要する費用は、事業者の負担とする。
- (4)機器等の設置に係る行政財産使用料は、蕨市行政財産の使用料に関する条例(平成 17年条例第41号)第4条第2号の規定により免除とする。
- (5) 事業者は、設置する機器等に係る電気料金相当額を含め提案する広告料を蕨市に納付する。

8. 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を 円滑に運用できる広告代理店(個人代理店を除く。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生 法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 蕨市入札参加資格がある者で、且つ指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 に規定する者が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (7) 蕨市と円滑な運用ができるよう、埼玉県内に本社もしくは社員が常駐する支社及び 営業所等を有し、且つ概ね1時間程度で設置場所に到着が可能であること。

(8) 過去5年以内に地方公共団体等で、本事業と類似した実績を複数有していること。

9. スケジュール

公募開始	令和4年12月19日(月)
質問書の受付期限	令和4年12月28日(水)
質問書に対する回答	令和5年1月13日(金)
企画提案書等の提出期限	令和5年1月24日(火)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年1月30日(月)
選定結果通知	令和5年2月6日(月)

10. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問書(様式1)に質問事項を記載の上、 次のとおり受付及び回答を行う。

(2) 質問書の受付方法 Eメールに質問書を添付し送信

(3) 質問書に対する回答期限 令和5年1月13日(金)

(4) 回答方法

回答は蕨市ホームページにて行い、原則、電話・口頭等による質問には応じない。 なお、質問の回答書の内容は、本募集要領の追加又は修正とみなすことができる。

11. 提出書類

①参加申込書(様式2)・・・1部

②法人等の定款・会社概要パンフレット等 ・・・1部

③商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書・・・・1部

④国税、都道府県民税、市町村税の滞納がないことの証明書・・・・1部

⑤企画提案書(様式は任意) ・・・正本1部及び副本8部 ※証明書等は発行後3か月以内のもので写しでも可とする。

12. 企画提案書の提出

企画提案書の様式は任意だが、用紙サイズはA4サイズ、用いる言語は日本語、通貨は 日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限 令和5年1月24日(火)午後3時00分(必着)
- (2) 企画提案書の提出場所及び方法 蕨市総務部庁舎建設室に、企画提案書を持参又は郵送(必着)とする。なお、郵送 による未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。
- (3) 企画提案書の主な記載事項

- ア 事業者の概要及び類似業務の実績導入年度、自治体名、広告媒体種類、取扱広告主数等。
- イ 設置する機器等の仕様 設置する機器等の種類、仕様、数量及び設置場所。 なお、提案する機器等については、仕様書の内容を満たすこと。
- ウ 広告内容の構成 広告映像及び行政広報映像の放映時間、枠数及び放映サイクル等。 また、行政広報の集約及び作成方法。
- エ 広告内容の審査体制 広告主及び広告内容に関する審査体制及び審査方法等。
- オ 維持管理体制等 機器等の保守、点検、緊急時の対応方法、維持管理体制等。
- カ 広告料 広告料として提案する蕨市へ納付する金額(電気使用料相当額含む)。
- キ その他、提案の独創性など 上記以外でアピールしたい事項。

(4) その他

- ①提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。また、応募に要する費用は、 全て応募者の負担とする。
- ②別添「仕様書」に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その 都度協議すること。
- ③設置場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上、許可を得ること。
- ④提出された書類は返却しないものとする。

13. プレゼンテーション及びヒアリング

- (1)日 時 令和5年1月30日(月)※時間は後日連絡とする。
- (2)場 所 蕨市自治会館 1階集会室
- (3) 出席者 会場への入室者は3名以内 ※説明者は本業務の担当者とする。
- (4) 内 容 企画提案内容に関する説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内
- (5)順番企画提案書の受付順
- (6) そ の 他 市が用意するプロジェクタ、スクリーン、電源を使用することも可とするが、それ以外に必要な PC 等は、応募者が用意すること。

14. 評価及び採点

プレゼンテーション及びヒアリングについて、蕨市職員で構成する蕨市役所庁舎有料広告事業者選定委員会において、次の項目により評価・採点し、委員の合計点数の平均が最

低基準点 (60 点) を超える者で、最高得点を得たものを事業者の候補者 (以下「事業候補者」という。) とする。

なお、応募事業者が1者の場合も評価を実施し、前項同様、委員の合計点数の平均が最低基準点(60点)を超える場合には事業候補者とする。

評価項目	評価の視点	配点
業務実施体制、実績	・類似業務の受託実績。	20
	・広告主及び広告内容に関する審査体制、審査方法。	
システムの仕様	・職員にとって使いやすく、効率的な業務の運用が	
	可能なシステムか。	30
	・来庁者にとって分かりやすく、適切なシステムか。	
モニター等の仕様	・画面等のレイアウトやデザインが来庁者にとって	10
	分かりやすく、適切であるか。	
維持管理体制	・機器等の定期的な保守、点検、緊急時の対応体制。	20
	・運用開始後のフォローや問い合わせへの対応体制。	
広告料	・広告料として提案する金額を他事業者と比較。	10
その他のアピール事項	・市民サービスの向上が見込まれる機能や設備等、	10
	他事業者と比較して優位な点はあるか。	
	合 計	100

15. 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に文書(令和5年2月6日(月)発送)により通知する。 また、事業候補者の名称及び点数と次点候補者の点数について、蕨市ホームページで公 表する。

16. 協定書の締結

蕨市と事業候補者は本業務の実施に関する協議を行うこととし、協議が整い次第、協定書を締結する。ただし、協議が不調となったときは、蕨市は次点候補者と協定締結交渉を行うことができるものとする。

17. 企画提案書等の提出先・質問等の受付先

 $\mp 335 - 8501$

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号(現在:蕨市北町2丁目8番8号仮設庁舎2階) 蕨市総務部庁舎建設室

TEL:048-420-8866 (直通)

 $E \nearrow - \mathcal{V}$: chousha@city.warabi.saitama.jp